3　添付資料

①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類を、本報告書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

⑴　①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表３に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア　「番号」には、表１記載の申請後認定前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料Ａ及び資料Ｂを１つの行に記載する。）。

イ　「添付資料の標目」には、表１記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに１つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、１つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料Ａ及び資料Ｂを１つの行に記載する。）。

ウ　「証する事実」には、表１記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

⑵　②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類

上記②の書類を添付するに当たっては、表４に、当該書類の証する事実等を記載する。

（その他一般的な注意事項）

1　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

2　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

3　本報告書には頁番号を記載する。

4　本報告書は、申請後認定前の返金措置を実施したときは、遅滞なく、消費者庁長官に提出する。

5　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。

様式第四（第14条関係）

認定実施予定返金措置計画の変更認定申請書

年　月　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

年　月　日付けで認定を受けた実施予定返金措置計画について、下記のとおり変更したいので、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第６項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1　変更事項

2　変更事項の内容

変更前	変更後

3　変更理由

4　添付書類

以上

（記載要領）

1　変更事項

認定実施予定返金措置計画のうち変更をする事項を記載する。

2　変更事項の内容

変更前と変更後を対比して記載する。その際、変更した部分については下線を引く。

3　変更理由

認定実施予定返金措置計画の変更が必要となった理由を具体的に記載する。

4　添付書類

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第９項の規定による認定の通知に係る書類の写しその他変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を添付する。

日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

（その他一般的な注意事項）

1　代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

2　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

3　本申請書には頁番号を記載する。

4　本申請書は、認定実施予定返金措置計画に記載された実施期間の終了日までに消費者庁長官に提出する。

5　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。

様式第五（第15条関係）

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年　月　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」といいます。）第11条第１項の規定に基づき、　年　月　日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。